

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|--|
| 法令の名称 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令 |
| 政策の名称 | 1・4-ジオキサン等を排出する特定工場の追加 |
| 担当部局・評価者 | 環境省水・大気環境局総務課長 加藤 庸之 電話番号:03-5521-8310 |
| 評価実施時期 | 平成24年12月10日(分析対象期間:平成25年1月～平成26年12月) |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 1・4-ジオキサン等に係る特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって1・4-ジオキサン等による公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に資する。 |
| 内容 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令により、水質汚濁防止法の有害物質として追加された1・4-ジオキサン等を排出する施設が設置されている工場を、新たに、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律における特定工場として追加し、公害防止管理者等を選任させることとする。 |
| 関連条項 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第2条第2号 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第3条 |
| 必要性 | 水質汚濁防止法の有害物質として追加された1・4-ジオキサン等を排出する施設が設置されている工場については、当該物質を排出するにもかかわらず、現行の特定工場に規定されていないものが存在している。 1・4-ジオキサン等に係る公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止し、国民の健康の保護を図るためには、当該施設が設置されている工場を特定工場として追加し、当該特定工場に、水質の汚濁の防止に係る業務を管理する公害防止管理者等を選任させる必要がある。 また、それらの工場を規定しない場合には、当該物質を排出しているにもかかわらず、水質の汚濁の防止に係る業務を管理する公害防止管理者等が選任されないこととなり、これにより適切な公害防止が行われなければ、人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、上記工場についても特定工場として追加する必要がある。 |
| 費用 | <p>遵守費用</p> <p>規制対象の特定工場となることにより、公害防止管理者等の選任費用及び届出書類の作成費用が発生する。例えば、新たに公害防止管理者等を選任させる必要がある場合には、試験又は認定講習により資格を取得することとなるが、受験手数料として約7千円、認定講習受講料として約4万円程度の費用が発生する。また、届出書類の作成費用として、数千円程度(推計であり、必ずしもこれに限らない)が発生する。</p> <p>なお、平成22年度PRTRデータによれば、1・4-ジオキサンの排出の届出がされている事業所は77あるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所数と工場数は異なるものであり、本政令で規制対象となる工場数が明らかでないこと ・既存の特定工場に該当する場合と、これまで規制対象になっておらず今回新たに特定工場に該当する場合とが区別されていないこと ・排出量が少なく、PRTRの届出がされていない事業所もあると考えられること <p>から、新たに規制対象となる特定工場の総数を推定することは困難である。これは、1・4-ジオキサン以外の新たに追加された有害物質に係る特定工場の総数についても同様である。</p> |

| | |
|--------|---|
| 行政費用 | 都道府県や政令で定める市において、届出の受理・審査に係る費用等が発生する。なお、遵守費用と同様推計することは困難である。 |
| その他の費用 | 新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。 |
| 便 益 | 1・4-ジオキサン等を排出する施設が設置されている工場を網羅的に規制対象とすることで、1・4-ジオキサン等による公共用水域及び地下水の水質汚濁を未然に防止することができ、その結果、国民の健康の保護に資することができる。 |

| 想定される代替案 | |
|----------|---|
| 代替案 | 今次の特定工場の追加は、規制以外の方法は考えられず、また、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。 |
| | 費 用 |
| | 遵守費用 |
| | 行政費用 |
| | その他の費用 |
| 便 益 | |

| 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等) |
|--|
| <p>費用:</p> <p>事業者については、規制対象の特定工場となることにより、公害防止管理者等の選任費用及び届出書類の作成費用が発生する。</p> <p>また、行政費用については、都道府県や政令で定める市において、届出の受理・審査に係る費用が発生する。</p> <p>便益:</p> <p>新たに特定工場を追加し、水質の汚濁の防止に係る業務を管理する公害防止管理者等を選任させることにより、公共用水域及び地下水の水質の汚染を未然に防止ことができ、その結果、人の健康への被害の発生を防止することができる。</p> <p>有害物質を含む水の公共用水域への排出又は地下への浸透により、人の健康に係る被害が発生した場合に、水質の浄化措置や被害者への賠償等にかかる費用が多大なものとなることは、我が国における公害の経験から明らかである。</p> <p>このため、事業場からの排出実態を踏まえ、1・4-ジオキサン等を排出するにもかかわらず、規制対象となっていない施設が設置されている工場を特定工場として追加し、1・4-ジオキサン等を排出する特定工場を網羅的に規制対象とすることで、公害防止管理者等の選任により、1・4-ジオキサン等による公共用水域及び地下水の水質汚濁を未然に防止し、その結果、人の健康に係る被害の発生を防止することは、事業者や行政に発生する費用と得られる便益を比較すると、合理的な政策である。</p> <p>よって当該規制は有効である。</p> |

| 有識者の見解その他の関連事項 |
|--|
| <p>水質汚濁防止法における1・4-ジオキサン等の規制については、平成21年12月から平成24年2月にかけて中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会において審議され取りまとめられた「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」(中央環境審議会答申。第1次答申:平成23年2月、第2次答申:平成24年3月)において、1・4-ジオキサン等を排出するにもかかわらず、規制の対象となっていない施設について、特定施設に追加することが適当であるとされた。</p> |

| |
|-------------------------------|
| レビューを行う時期又は条件 |
| 科学的知見の集積状況に基づき、随時見直しを行うこととする。 |

| |
|-----|
| 備 考 |
| |

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令】

| | | |
|----------------|---|--|
| 規制の内容 | 1・4-ジオキサン等を排出する特定工場の追加 | |
| 担当部局 | 環境省水・大気環境局 総務課長 加藤 庸之 電話番号：03-5521-8310 | |
| 評価実施時期 | 平成24年12月10日（分析対象期間：平成25年1月～平成26年12月） | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的】 1・4-ジオキサン等に係る特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって1・4-ジオキサン等による公共用水域及び地下水の水質汚濁防止の防止に資する。</p> <p>【内容】 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令により、水質汚濁防止法の有害物質として追加された1・4-ジオキサン等を排出する施設が設置されている工場を、新たに、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律における特定工場として追加し、公害防止管理者等を選任させることとする。</p> <p>【必要性】 水質汚濁防止法の有害物質として追加された1・4-ジオキサン等を排出する施設が設置されている工場については、当該物質を排出するにも拘わらず、現行の特定工場に規定されていないものが存在している。1・4-ジオキサン等に係る公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止し、国民の健康の保護を図るためには、当該施設が設置されている工場を特定工場として追加し、当該特定工場に、水質の汚濁の防止に係る業務を管理する公害防止管理者等を選任させる必要がある。</p> | |
| | 関連条項 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第2条第2号 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第3条 |
| 想定される代替案 | 今次の特定工場の追加は、規制以外の方法は考えられず、また、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 規制対象の特定工場となることにより、公害防止管理者等の選任費用及び届出書類の作成費用が発生する。 | — |
| (行政費用) | 都道府県や政令で定める市において、届出の受理・審査に係る費用が発生する。 | — |
| (その他の社会的費用) | 新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。 | — |

| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
|--------------------------------------|---|----------|
| | <p>1・4-ジオキサン等を排出する施設が設置されている工場を網羅的に規制対象とすることで、公害防止管理者等の選任により、1・4-ジオキサン等による公共用水域及び地下水の水質汚濁を未然に防止し、その結果、国民の健康の保護に資することができる。</p> | <p>—</p> |
| <p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p> | <p>費用： 事業者については、規制対象の特定工場となることにより、公害防止管理者等の選任費用及び届出書類の作成費用が発生する。 また、行政費用については、都道府県や政令で定める市において、届出の受理・審査に係る費用が発生する。</p> <p>便益： 新たに特定工場を追加し、水質の汚濁の防止に係る業務を管理する公害防止管理者等を選任させることにより、公共用水域及び地下水の水質の汚染を未然に防止することができ、その結果、人の健康への被害の発生を防止することができる。</p> <p>有害物質を含む水の公共用水域への排出又は地下への浸透により、人の健康に係る被害が発生した場合に、水質の浄化措置や被害者への賠償等にかかる費用が多大なものとなることは、我が国における公害の経験から明らかである。 このため、事業場からの排出実態を踏まえ、1・4-ジオキサン等を排出するにもかかわらず、規制対象となっていない施設が設置されている工場を特定工場として追加し、1・4-ジオキサン等を排出する特定工場を網羅的に規制対象とすることで、公害防止管理者等の選任により、1・4-ジオキサン等による公共用水域及び地下水の水質汚濁を未然に防止し、その結果、人の健康に係る被害の発生を防止することは、事業者や行政に発生する費用と得られる便益を比較すると、合理的な政策である。 よって当該規制は有効である。</p> | |
| <p>有識者の見解その他の関連事項</p> | <p>水質汚濁防止法における1・4-ジオキサン等の規制については、平成21年12月から平成24年2月にかけて、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会において審議され取りまとめられた「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」（中央環境審議会答申。第1次答申：平成23年2月、第2次答申：平成24年3月）において、1・4-ジオキサン等を排出するにもかかわらず、規制の対象となっていない施設について、特定施設に追加することが適当であるとされた。</p> | |
| <p>レビューを行う時期又は条件</p> | <p>科学的知見の集積状況に基づき、随時見直しを行うこととする。</p> | |
| <p>備 考</p> | | |